

平成25年度 浦和区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
1	マンションの防災対策について、防災資材などの備蓄をしているところが少ない。マンションの敷地内に資材等を設置する場所が確保できないなどの現状がある。マンションへの働きかけや指導などを含めて、検討してほしい。	平成25年度より、高層用のエレベーターに設置する防災キャビネットが自主防災組織育成補助金の補助対象に追加されましたが、今後のマンションの防災対策につきましては、総務局危機管理部防災課へ浦和区役所として申し入れます。 【浦和区役所区民生活部コミュニティ課】
2	民生委員制度について、現在3年任期で67歳の年齢制限となっている。民間企業の定年が65歳に引き上げられているなか、年齢制限が67歳となると選出が難しい。70歳程度に年齢制限を上げてほしい。	民生委員制度の年齢制限及び任期等の見直しにつきましては、保健福祉局福祉総務課へ浦和区役所として申し入れます。 【浦和区役所区民生活部コミュニティ課】
3	クリーン推進委員の任期が10月～9月である。自治会長などの任期は4月に切り替わるので、4月に変更してほしい。	クリーン推進委員の任期の見直しにつきましては、環境局資源循環政策課へ浦和区役所として申し入れます。 【浦和区役所区民生活部コミュニティ課】
4	本太1丁目地区には公園がなく、地域防災の避難場所として、また地域コミュニティ活動の場として当地区内に公園を設置してほしい。	本市では、歩いていける範囲に子どもからお年寄りまで誰もが安心して過ごせる身近な公園の整備を進めており、公園の全くない地域を優先的に公園整備を進めております。 ご質問のありました本太1丁目地域につきましては、公園不足地域であると認識しておりますが、当地域周辺は既成市街地であるため、公園用地の確保が困難であり、現時点で公園を整備する計画はございません。 今後の公園整備にあたっては用地取得だけではなく、借地公園制度なども活用しながら、公園不足地域の解消を目指してまいります。 【都市局都市計画部都市公園課】
5	新築マンション・アパート等の住民(世帯)の自治会加入率が極めて低いため、地域住民の自治会加入率を高めるため、自治会加入の条例を制定してほしい。	自治会は任意団体であることから、条例等により加入を強制させることはできませんが、平成24年5月2日に制定された「さいたま市自治会等の振興を通じた地域社会の活性化の推進に関する条例」において自治会への加入促進について規定されています。 具体的には、第4条第2項で、「市は、地域住民が自治会等に自発的に加入し、又は自治会等を自主的に設立することを促進するために必要な支援を行わなければならない。」及び同条第3項で、「市は、自治会等の活動その他の地域社会の活性化の推進への理解と関心を深め、自治会等に参加していない、又は市に転入しようとする市民等の自治会等への加入を促進するため、広報活動、啓発活動その他の必要な措置を積極的に講じなければならない。」と定めており、現在、本条例に基づき自治会加入促進策について検討しているところです。 【市民・スポーツ文化局市民生活部コミュニティ推進課】
6	北浦和駅周辺の駐輪場が不足しているため、特に東口に駐輪場を整備してほしい。	都市局都市計画部都市交通課に確認したところ、北浦和駅周辺には「市営北浦和自転車駐輪場」「サイクルステーション北浦和駅東口駐輪場(民間)」の2件の駐輪場があり、そのうち、市営駐輪場については、毎月の利用料金から利用台数を逆算したところ、収容台数に余裕があることを把握しております。 また、北浦和駅周辺には駐輪場を設置できる用地がなく、道路上に自転車ラックを設置する等の対策も道路交通法により制限されているため、現在のところ新規整備の計画はありません。 【浦和区役所区民生活部コミュニティ課】
7	小学校の警備員の配置時間が半日なのはなぜか。	教育委員会学校教育部健康教育課に確認したところ、学校内での不審者よりも学校周辺広域(通学路)での不審者情報が多いため、警備員の1日配置と比べ、学校安全ネットワーク推進事業(防犯ボランティアによる見守り・防犯カメラ、携帯メールシステム、協議会・研修・講習会)の実施が効果的と考えています。 なお、平成23年度からは上記の事業の一環として新たに、市内を巡回している配達・運送・運搬等の49事業者(約19,900台の車両保有)と「子ども安全協定」を締結し、車体に防犯シールを貼り子どもの安全を見守ってもらっています。 【浦和区役所区民生活部コミュニティ課】
8	スクールゾーン内に許可を得ていない車両が侵入し、危険なため対策をとってほしい。	スクールゾーンの出入口へバリケードを配置するにあたり、既に警察から許可を受けています。しかしながら、バリケードの設置により許可車両の通行まで妨げられるため、現在詳細を学校と調整しています。 【浦和区役所くらし応援室】
9	前地3丁目自治会に指定校変更・区域外就学の子どもが多く籍を置いていて、自治会内の費用負担について調整に困っている。就学の基準はどうなっているのか。	教育委員会学校教育部学事課に確認したところ、特定地域といって、指定校のほかに許可校がある地域がありますが、前地3丁目はその地域には該当しないため、それ以外の要件により、許可になっていると考えられます。 具体的には、 ① 通学区域外に引っ越したが、通学の安全が確保できる ② 兄弟・姉妹が就学している ③ 1年以内に引っ越しの予定がある ④ 疾病や障害で指定校への通学が困難 ⑤ 共働きなどにより、児童の帰宅時に保護者が不在であり、祖父父母宅等へ預ける場合 ⑥ いじめ、不登校などで教育的配慮が必要な場合が考えられます。 【浦和区役所区民生活部コミュニティ課】

平成25年度 浦和区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
10	元町の児童相談所跡地について、市で用地を取得し公園を整備することだが、地元自治会などに説明会を開催するなどして、近隣住民の要望を取り入れて計画してほしい。	南児童相談所跡地につきましては、公園用地として平成25年度中に埼玉県から用地を購入する予定です。 どのような公園にするかにつきましては、今後、公園の設計を行う際に、隣接自治会の方々のご意見を伺う予定であり、地域のニーズを踏まえた公園整備をしたいと考えております。 【都市局都市計画部都市公園課】
11	避難場所の給水について、領家七丁目は針ヶ谷小学校が避難場所となっているが、給水槽がなく、また、運営マニュアルではトイレはプールの水を利用して使用するとある。避難所として給水が不十分と思われるので、消防署の許可を得て、消火栓から針ヶ谷小学校の水道にホースを直結する方法を提案する。	災害時における飲料水の確保は、被災者の生命維持のために極めて重要なことであると考えます。 ご提案の消火栓からホースを引き、針ヶ谷小学校の水道につなぐことについてですが、消火栓が上水道とつながっているため、断水時には使用することができなくなります。 針ヶ谷小学校には平常時9,000～12,000リットル貯水可能な高架水槽があり、災害時に必要な水の量を1人・1日あたり3リットルとすると、針ヶ谷小学校体育館及び校舎に収容可能な人数(最大1,100人、体育館のみでは約300人)の3日分(1,100人×3リットル×3日＝9,900リットル)の備蓄があると考えられます。 また、断水時には、最寄の北浦和浄水場が応急給水所となること、針ヶ谷小学校を含む指定避難場所に給水車が巡回することから、備蓄を消費した後も給水が可能となりますので、ご理解くださるようお願いいたします。 【浦和区役所区民生活部総務課】
12	スポーツや子どもと触れあいの取れる広場(スポーツ公園、子ども広場)が少ないのではないかと。	市民・スポーツ文化局スポーツ文化部スポーツ振興課におきましては、現在、市有未利用地を暫定的に整備することによって、親子や友達など多世代にわたる多くの市民が身近なスポーツを気軽に楽しむことができる広場の創出を目的とした「多目的広場整備事業」を推進しております。 浦和区では大原地内に1箇所、候補地がございますが、管理運営を担当する団体の応募が無いことから、整備に向けた取り組みが進んでいない状況です。 今後とも候補地の選定、管理運営団体の募集など、整備に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。 【市民・スポーツ文化局スポーツ文化部スポーツ振興課】 本市では、歩いていける範囲に子どもからお年寄りまで誰もが安心して過ごせる身近な公園の整備として、公園の全くない地域を優先的に公園整備を進めており、公園整備にあたっては用地取得だけではなく、借地公園制度なども活用しながら、公園不足地域の解消を目指しているところです。 そうした身近な公園の整備と並行して、親子や友達など多世代にわたり、誰もが気軽に身近なスポーツを楽しむことができる広場として、既存の公園の敷地内の一角を「のびのび広場」として整備し、市民の方にご利用いただいているところです。 浦和区では平成24年度に三崎公園の敷地内の一角を「のびのび広場」として開設いたしましたので、ぜひご利用ください。 【都市局都市計画部都市公園課】
13	未入居住宅、および植栽管理がされていない住宅等への指導を区としてどのように対応するのか。	未入居住宅及び敷地内の植栽の管理につきましては、ハウスメーカーや不動産会社に対し、周辺住民の方々の良好な生活環境の確保に向けて、樹木の剪定や雑草の除草など、適切な管理をしていただくようお願いしています。 また、空き家につきましては、「さいたま市空き家等の適正管理に関する条例」に基づき、浦和区役所くらし応援室が現地調査を実施し、当該空き家が管理不全である、またはそのおそれがある場合は所有者等の調査を行います。管理不全であった場合は、電話・訪問による依頼、または指導文書の送付を3回行い、それでも改善されない場合は、浦和区役所くらし応援室、環境局環境共生部環境総務課、その他関係所管と対応を協議することになります。 次に、空き地につきましては、「さいたま市空き地の環境保全に関する条例」に基づき、当該地を調査し、雑草の繁茂、害虫が発生するなど近隣の良好な生活環境に支障が生じている場合は、所有者に雑草の除去等適切な措置をとるようお願いをいたしています。また、当該地の枯草の状態によりましては、火災予防上の観点から指導可能な案件であれば、所轄の消防署に情報提供をしています。 【浦和区役所くらし応援室】
14	避難所になっている県立浦和高校に、マンホールトイレを設置するよう協議してほしい	マンホール型トイレの設置には工事を要するため、避難場所であっても、市の事業として県の施設もしくは施行に適さない(地盤が軟弱・地下に構造物がある等)地域に工事を施すことはできません。 マンホール型トイレの設置が困難な避難場所には、代替品として使い捨ての簡易トイレを備蓄する予定であり、避難者にご不便をかけないよう配慮をまいります。 【浦和区役所区民生活部総務課】
15	領家2丁目公園に設置された高齢者用運動具について、高齢者が運動具として使用できることを認知していないようなので、わかりやすい表示してほしい。	領家2丁目公園には現在、「スイスイ」「ぶらぶら」「ねじねじ」の3種類の高齢者用運動具がありますが、3種類全ての運動具の使用法を立て看板でお知らせし、ぶらぶらとねじねじについては運動具自体に使用法のシールを貼付しています。 立て看板の裏側には何も表示がないため、通路側から目につきやすいよう、運動具としての使用を勧める大きな表示を張り付けることを、都市局都市計画部都市公園課へ浦和区役所として申し入れます。 【浦和区役所区民生活部コミュニティ課】

平成25年度 浦和区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
16	<p>領家7丁目の公務員住宅について、現在一部が閉鎖され、いずれ跡地の利用を考えなければならないと思うが、その際は地域に密着した、公園・介護・医療・子育て・高齢者・多世代ふれあいの場所として検討をしていただきたい。</p>	<p>現状として所有者である国が今後、売却をする意向なのかどうかの情報は入っていません。仮に国が土地を売却をする場合は、本市にも情報が入るはずなので、注意しなければならないと思っています。</p> <p>要望の施設に含める公共サービスについて、担当する各所管課にも確認しましたが、用地の予定がつかないままでは具体的に計画をたてることはできないとの回答でした。また、本市が施設を設置するにあたっては、「公共施設マネジメント計画」において方針が定められています。今回のお話については、公務員住宅跡地の活用の提案として受け止め、今後の動向を見守っていきます。</p> <p>【浦和区役所区民生活部コミュニティ課】</p>